

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	就農・漁業	新規就農者就農支援事業	<p>★ 鹿屋市に居住または今後、鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者を対象に就農支援資金を助成します。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者 ・年齢18歳以上50歳未満の者 ・研修終了後直ちに農業に5年以上従事する者 ・市税の滞納がない者 <p>(1)農業研修資金 新規就農者が、市長が適当と認めた生産組織等で行う就農のための農業研修に必要な資金を助成します。</p> <p>○研修期間 原則1年間。ただし、市長が特に認める場合は研修期間を延長可。</p> <p>○助成額 単身での研修:月額15万円以内、夫婦での研修:月額20万円以内 ※ただし、国の農業次世代人材投資資金(準備型)の給付要件を満たす者は、原則としてその手続きを行うこと。</p> <p>(2)就農開始資金 新規就農者が、(1)の研修後就農するために必要な経費を助成します。</p> <p>○就農開始資金 50万円(就農開始時1回限り)</p>
鹿屋市	就農・漁業	かのや農援隊 無料職業紹介所	<p>★ 農家の求人情報(アルバイト含む)をSNS等で公開し、農業に関心のある市内外の求職者とのマッチング(雇用契約を締結)を支援します。</p> <p>(1)対象者及び職種範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○求職者は、鹿屋市内に居住する者及び居住を予定している者並びに鹿屋市内に就職を希望する者であること ○求人者は市内農家であること ○求人及び求職の職種が農業であり、就業場所が鹿屋市内であること <p>(2)設置場所 鹿屋市役所 農林商工部 農林水産課内</p> <p>(3)開設時間 午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝・年末年始を除く)</p> <p>(4)手数料 無料</p>
鹿屋市	就農・漁業	鹿屋市農業未来バンク	<p>★ 既に離農又は近い将来離農を予定している市内農業者が所有する農業用遊休資産情報をSNS等で公開し、新規農業参入者や規模拡大を考えている農業者等への資産継承を支援します。</p> <p>(1)取扱資産の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農業用遊休資産 既に使用されなくなった、又は今後、使用されなくなると見込まれる畜舎、ハウス、農業用機械、農業用設備等 ②遊休農地 既に使用されなくなった、又は今後、使用されなくなると見込まれる畜舎、ハウス、農業用設備等が立地している土地 <p>(2)登録期間 登録の日から3年を経過する日の属する年度の末日まで</p> <p>(3)交渉及び売買の手続き 農業未来バンクは情報の紹介や必要な連絡調整は行うが、遊休資産等の登録者と利用希望者間の売買等に関する交渉及び契約に関する仲介行為は行わない。</p>
鹿屋市	就農・漁業	農業後継者就農支援事業	<p>★ 耕種の農業後継者(U・Iターン者を含む)が経営面積の拡大や省力化に取り組む際に必要となる農業用機械や施設の導入に要する経費の一部を支援します。</p> <p>(1)対象者 下記①～⑦の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①鹿屋市内に居住している方 ②下記のいずれかに該当する方 ・親(3親頭以内の家族含む)の経営を継承した方 ・親の経営を継承すべく親元で農業に従事している方 ③親から農業経営を継承する場合は、継承時の年齢が50歳以下である方 ④家族経営協定を事前申請前までに締結している方 ⑤農業次世代人材投資資金を受給していない方 ⑥市税の滞納のない方 ⑦U・Iターン者の場合は、住民票を鹿屋市に移す前に、1年以上市外に住民票を有し、令和2年4月以降に転入した者であって、転入後、鹿屋市内で5年以上農業に従事することを確約した方(新規学卒者を除く) <p>(2)補助率 補助対象経費の10分の3以内(限度額200万円) ※但し、U・Iターン者の後継者は、補助対象経費の2分の1以内(限度額200万円)</p> <p>(3)補助対象経費 農地の規模拡大や作業の省力化、新規品目の作付等を行う際に必要となる農業用の機械や施設(事業費が50万円以上のもの)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	就農・漁業	畜産担い手定着促進事業	<p>★ 鹿屋市に居住または今後、鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者を対象に、就農支援資金を助成します。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢18歳以上50歳未満で就農意欲が高いと市長が認める者 ・研修終了後直ちに農業に5年以上従事する者 <p>(1) 農業研修資金 新規就農者が、市長が適当と認めた生産組織等で行う就農のための農業研修に必要な資金を助成します。</p> <p>○研修期間 原則2年間。ただし、市長が特に認める場合は研修期間を延長可。</p> <p>○助成額 単身者：月額15万円以内、夫婦世帯：月額20万円以内</p> <p>(2) 就農開始資金 新規就農者が、(1)の研修を終了後1年以内に就農するために必要な経費を助成します。</p> <p>○助成額 100万円以内</p>
鹿屋市	就業	合同就職説明会の開催	<p>★ ホームページやパンフレットでは得られない地元企業の情報等を知る機会を創出し、地元企業への雇用促進と市内定住人口の増加を図るため、合同企業説明会を開催しています。</p> <p>○対象者 市内就職を希望する方(Uターン希望者、一般求職者、大学生等、高校生)</p> <p>○出展企業 市内企業</p> <p>○内容 ・市内企業と市内就職希望者の雇用のマッチング ・市内企業の情報発信及び自社PR ・ハローワークの就職相談 ・模擬面接</p>
鹿屋市	就業	インターンシップ促進補助金	<p>★ 地元企業の雇用促進と地元就職希望者の活動支援のため、市内企業にインターンシップを行った学生を対象に、インターンシップに要した経費の一部を助成します。(鹿屋市インターンシップ促進補助金)</p> <p>○対象者 市外居住の学生(大学生、短大生、専門学校生等)</p> <p>○補助対象経費 交通費(タクシーを除く)、宿泊費(市内の宿泊施設に限る)、交通費・宿泊費に係る手数料</p> <p>○補助率 上記経費にかかった費用の2分の1とし、5万円が上限。</p>
鹿屋市	起業	インキュベータ室の提供・入居者支援	<p>★ 新たに起業を目指している方や、新事業への進出を目指す方等に対して、その立上げ拠点(オフィス)として鹿屋市産業支援センター内にあるインキュベータ室を提供します。</p> <p>インキュベータ室概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 室数・面積(2室・約33㎡) ※入居状況要確認 2 入居期間(原則2年以内) 3 使用料(約22,000円～23,000円/月) ※毎年度見直し有り 4 共益費(1,000円/月) 5 入居資格等 <p>①新たに起業を目指している方</p> <p>②新たな事業や分野への進出又は研究開発に取り組もうとする事業者等</p> <p>※入居申込者の現住所は市内外を問いません。</p> <p>6 入居申請(提出書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①インキュベータ室入居申込書 ②企業概要書(個人の場合は、履歴書及び業務履歴書)、事業計画書など <p>7 入居審査</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一次審査(書類審査) ②二次審査(審査委員会での事業計画等のプレゼンテーション)